

～安心して子育てができるまちしばた～

## 低所得妊婦の初回産科受診費用助成について

妊娠届を出す前の初回産科受診費用を助成します

### ● 対象者

①～③の全てに該当する人

- ①「市民税非課税世帯」または「市民税非課税世帯と同等の所得水準」の妊婦である人
- ②妊娠し、妊娠届を出す前の初回産科受診をし、費用の自己負担がある人
- ③産科受診時、新発田市に住所を有する人

### ● 対象となる受診

妊娠届出前の妊娠の診断、出産予定日の決定及び健康状態の把握のための令和6年4月1日以降の受診が対象です。

### ● 対象外のもの

受診した結果、妊娠していなかった場合は対象になりません。

### ● 助成額

医療機関に支払った費用について、上限10,000円で助成します。

### ● 申請期限

妊娠届出前の最後の受診日から、原則として3か月以内に申請してください。

### ● 申請方法

必要書類を担当窓口へ直接ご持参ください。持参いただけない場合は、ご相談ください(本庁舎2階のこども家庭センター・サテライト事務所でも受付します)。

### ● 必要書類 ※書類がそろっていない場合は、申請を受付できない場合があります。

- ① 妊婦初回産科受診費用助成申請書
- ② 受診時の領収書・診療明細書(原本)  
注意! : 受診費用を支払う際は、医療機関に診療明細書の発行を依頼してください。
- ③ 振込先金融機関の通帳またはキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し
- ④ 「母子健康手帳」表紙の写しまたは「妊娠の診断、出産予定日の決定及び健康状態の把握を行ったことがわかる書類(エコー写真や医師が発行する妊娠証明書等)」
- ⑤ 「市民税非課税世帯と同等の所得水準」に該当する人は、簡易な収入(所得)見込額の申立書と収入・控除のわかる書類
- ⑥ 当該年の1月1日時点で新発田市に住民票がなかった人のみ、課税(非課税)証明書

御不明な点・御心配なことなどありましたらお気軽に御相談ください



新発田市こども家庭センター 健やか育児支援係  
〒959-2323 新発田市乙次 26 番地 2  
TEL 0254(28)0415(直通) FAX 0254(28)7741  
受付時間:月～金 8:30～17:15(祝祭日を除く)

